

2020年4月14日

一般社団法人建設プロジェクト運営方式協議会

## 1. 短期的な対応

### (1) 建設プロジェクト発注者としての安全性の確保

- 今回のような緊急事態宣言が発令された場合には、各発注者の行う建設プロジェクトを一斉に休止し、現場の感染拡大を食い止めることが、個々の発注者・受注者のみならず、我が国全体としても賢明な選択と思われるが、民間事業においては、当事者間の交渉のみでは効果に限界がある。
- 緊急時に建設プロジェクトの現場を継続するか、中断するかを判断を個々の発注者が行うのではなく、国の方針に基づき、官民すべての発注者が同じ方向を向いて足並みを揃えられるよう、国土交通省には各自治体への指針等の通達をお願いしたい。民間発注者は、特に緊急事態宣言が出された地域内で建設事業を行う場合、その指針に沿った共通の判断を連携して行うべきである。
- 4月13日、都内の建設作業所で新型コロナウイルスに感染した建設会社社員が亡くなられた。政府が掲げる“極力8割の接触減”の徹底は、オフィスばかりでなく建設現場も決して例外ではない。国土交通省には、接触8割減を実現するための要請を官民の発注者に対して出すことをお願いしたい。それを受けて国土交通省は現場における適切な調査・確認を行い、安全確保の徹底を図るべきである。
- 民間発注者は、建設プロジェクトの現場における安全性の確保に努めるとともに、国土交通省が3月19日に通達した内容\*を尊重し、工期延長に伴う増加費用等について受注者と協議を行い、適切な対応を図るべきである。また、受注者は、建設現場作業所におけるテレワークの導入やロボットの活用等を積極的に進め、従業者の安全確保と業務の効率化を図る必要がある。

\* 2020年3月19日 国土交通省建設業課長名 主な民間発注者団体の長宛通達  
「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について」  
(一部抜粋)

- ◇ 今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資機材等の調達困難や感染者の発生等については、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、受注者は、発注者に工期の延長を請求できるとともに、増加する費用については発注者と受注者が協議をして決めることとされておりますので、貴団体傘下の企業が発注する工事におかれましても適切な対応が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。

(2) 感染症の患者を収容する施設の一時的提供

- 民間事業者は、ホテルやコンベンションセンターをはじめ保有する施設や土地を一時的に提供し、主に軽度の感染症患者を受け入れる病床・施設の整備に可能な限り協力するべきである。

(3) 仮設病床・施設整備の発注者支援 PM・CM 等人材派遣

- CPDS 協議会としては、現状の喫緊の課題である仮設病床・施設整備にあたり、当協議会の会員等のリソースやノウハウを活用し、建設プロジェクトの発注者を支援するため、PM・CM や建設技術者等の人材の派遣を行う。

2. 中長期的な対応（詳細については、今後議論を重ね詰める予定）

(1) 地域の自治体・医療機関・民間企業の連絡協議会等の立ち上げ

- ウイルス感染に限らず、地震や津波、台風を含む自然災害の発生時など非常時に迅速な対応を可能とするため、日常的に各地域の自治体・医療機関及び民間企業が情報を共有し対策を講じることのできる連絡協議会等を各地に立ち上げ、横連携を強化することを提案する。

(2) Disaster Management の国際会議の開催

- 地震、津波や台風等だけでなく、ウイルス感染対策をテーマにした Disaster Management の有識者が参加する国際会議を日本が主導して定期的を開催し、今後の対応を議論して情報の共有・発信を行う仕組みづくりを提案する。

(3) 建築や都市インフラにおけるウイルス対策の推進

- 感染症に対するレジリエンスの高い都市インフラや建築の技術的な指針を策定して、それに準拠したインフラ・建築物の整備を進めることで、感染症に強い都市・国土の実現をめざすことを提案する。